



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その70%を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \times \text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \right) \times 0.7$$

島根県では独自に上乗せ支援を行うため「しまね肥料価格高騰対策事業」を9月定例県議会に上程しており、可決されれば国と合わせて85%の支援金が交付されます。

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥（令和4年6月～10月に注文）、来年春肥（令和4年11月～令和5年5月に注文）の購入価格がわかるもの（**注文票**など）

（ 本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。 ）

- 2 **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
（次のページの**チェックシート**で申告していただきます。）

次のページを参照



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。）

取組メニュー

- (1) 実施する（してきた）取組メニューに「○」を付けてください。
- (2) 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	○	◎
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）		
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）		
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用		
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く）		
ソ 地域特認技術の利用（ ）		

私は、添付した領収書（請求書）等記載の肥料（肥料費）について以下のとおり、確約します。

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名（自署）

- (注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。



振込先口座申請書兼確約書

1. 振込先

金融機関名	〇〇〇
支店名	〇〇
金融機関コード	1 2 3 4
店舗コード	1 2 3
種別	普通 ・ 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	シマネ ハナコ
口座名義	鳥根 花子

2. 添付書類

通帳の写し（振込口座が確認できる通帳の表裏の写し等）

3. 注意事項（該当するものに○をつける）

重複申請あり（他の取組実施者にも申請）
取組実施者名（▲▲地域農業再生協議会）

重複申請なし

○をつける	確約事項
○	下記について確約する。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

振込手数料が控除された金額を支援金として受け取ることを了承します。

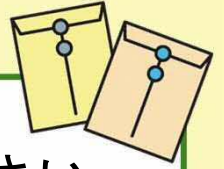
以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

- ・提出書類において、虚偽の内容の申請をしたことが判明した場合
- ・正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合

※確約がない場合は、事業の申請ができません。

※個人情報は、本事業以外の用途には使用しません。

申請方法



お住まいの地域農業再生協議会で申請してください。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

- | | |
|-----------|------------------|
| 令和4年10月頃～ | 農業者申請（秋肥分） |
| 令和4年12月頃～ | 農業者への支援金の交付（秋肥分） |
| 令和5年1月頃～ | 農業者申請（春肥分） |
| 令和5年3月頃～ | 農業者への支援金の交付（春肥分） |

お問い合わせ

松江地域農業再生協議会 0852-55-5206	美郷町農業再生協議会 0855-75-1214
安来地域農業再生協議会 0854-28-9200	邑南町農業再生協議会 0855-95-1116
雲南市農業再生協議会 0854-40-1051	江津市農業再生協議会 0855-52-7493
奥出雲町地域農業再生協議会 0854-54-2513	浜田市農業再生協議会 0855-22-3500
飯南町地域農業再生協議会 0854-76-2214	益田市農業再生協議会 0856-31-0316
出雲市農業再生協議会 0853-21-6582	津和野町農業再生協議会 0856-72-0653
斐川町地域農業再生協議会 0853-73-9220	吉賀町農業再生協議会 0856-79-2213
大田市農業再生協議会 0854-83-8087	隠岐の島町地域農業再生協議会 08512-2-8563
川本町地域農業再生協議会 0855-72-0636	島前地域農業再生協議会 08514-2-0751

Q & A



問 い



答 え

①

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

②

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取組みを1つ以上行ってください。

③

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。

④

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。